

保護者様

銀河学院中・高等学校  
校長 吉岡 直人

### 学校感染症の罹患に伴う出席停止について

学校保健安全法施行規則の定める感染症に罹患した場合、出席停止となります。

医師の許可が出るまで登校できません。

出席停止の期間は感染症の種類によって基準が定められています。

医師の指示に従い、登校の許可が出るまでは家庭で十分に療養してください。

治癒し、登校可能になった際に提出する書類は次のとおりです。

#### 「インフルエンザ登校届」

インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）に罹患した場合は、  
治癒後、保護者の方が記入してご提出ください。医師による証明は不要です。

登校できるのは、次の2つがそろった時です。

- ①発症後5日が経過していること（発熱が始まった日が発症日となります）
- ②解熱後2日が経過していること

※この期間が経過する前に登校できるのは、医師に「感染のおそれがない」と認められた場合に限ります。

#### 『インフルエンザ出席停止期間早見表』

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症	解熱	出停	出停	出停	出停	登校		
発症	発熱	解熱	出停	出停	出停	登校		
発症	発熱	発熱	解熱	出停	出停	登校		
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	出停	出停	登校	
発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	出停	出停	登校

※出停とは出席停止の略で、「学校に登校してはならない状態である」ということです。

#### 「(出席停止) 証明書」

上記以外の学校保健安全法施行規則の定める感染症に罹患した場合は、  
医師による治癒証明が必要です。「出席停止についてのお知らせ」の証明書を、  
受診した医療機関の医師に記入してもらってください。

※ 各書類はホームページからもダウンロードできます。